99_{th} 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月28日 (木曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時予定)

場所

東京都文京区後楽一丁目3番61号 東京ドームホテル 地下1階「天空」の間

株主総会にご来場の株主様へのお土産の提供は ございませんので、あらかじめご了承ください ますようお願い申し上げます。



証券コード9672 2024年3月11日 (電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株主各位

東京都大田区大森北一丁目6番8号東京都競馬株式会社 取締役社長 多羅尾 光 睦

第99回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.tokyotokeiba.co.jp/ir/stock/meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権行使することができますので、3頁の「議決権行使についてのご案内」のとおり、書面又はインターネットにより2024年3月27日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号

東京ドームホテル 地下1階「天空」の間

3. 目的事項

報告事項 1. 第100期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結 計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第100期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬 決定の件

以上

お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- 1. 事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- 2. 連結計算書類の連結注記表
- 3. 計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人は、上記の内容を含む監査対象書類の全てを監査しております。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考 書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には下記の3つの方法がございます。



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時:2024年3月28日(木曜日)午前10時



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限: 2024年3月27日(水曜日)午後6時到着分



インターネットによる議決権行使

パソコン又はスマートフォン等から、下記の議決権行使サイトにアクセスし、 議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、 画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

議決権行使期限:2024年3月27日(水曜日)午後6時受付分

スマートフォンをご利用の株主様へ

議決権行使書用紙に記載の「ログインQRコード」をスマートフォンにより読み取ることで議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

機関投資家の皆さまへ

株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJが運営する議決権 電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコン又はスマートフォン等でのインターネットによる議決権行使は、下記事項をご確認のうえ、2024年3月27日(水曜日)午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面 (議決権行使書用紙の郵送) 又はインターネットによる議決権行使のお手続きは不要です。

1. 議決権行使サイトについて

当社が指定する下記の議決権行使サイトにおいて議決権の行使が可能です。 (ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

3. ご留意事項

- (1) インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 書面 (議決権行使書用紙の郵送) による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主様のご負担となります。
- (4) 株主様のインターネットの利用環境、スマートフォンの機種等によっては、インターネットによる議決権行使が行えない場合もございます。

4. ログインID及び仮パスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話照会先: 0120-173-027 (通話料無料)

(受付時間午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の経営環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金60円 総額1,644,469,680円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月29日
 - ※中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき90円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - ・変更案第19条は、取締役会の活発な審議による迅速かつ的確で果断な意思決定が行われることを目的に、取締役の員数を14名から11名に変更するものであります。
 - ・変更案第21条は、ガバナンス体制の強化を目的として、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い任期調整の規定を削除するものであります。
 - ・変更案第26条は、取締役会の機動的な運営を図ることを目的とし、取締役会の議長を取締役会において指名する旨の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更簡所を示しております。)

	<u>(下線部は変更箇所を示しております。)</u>
現行定款	変更案
第1条~第18条 (条文省略)	第1条~第18条 (現行通り)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 本会社に、取締役 <u>14</u> 人以内を置く。	第19条 本会社に、取締役 <u>11</u> 人以内を置く。
第20条 (条文省略)	第20条 (現行通り)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
とする。 ② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された	とする。 (削除)
取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	
第22条~第25条 (条文省略)	第22条~第25条 (現行通り)
(取締役会の議長及び決議の方法)	(取締役会の議長及び決議の方法)
第26条 取締役会の議長は、 <u>取締役会長がこれに当たり、</u> 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれ に当たる。	第26条 取締役会の議長は、 <u>取締役会において指名する取締役がこれに当たる。</u>
② 取締役会長及び取締役社長がともに事故があるときは、 あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役	(削除)
がこれに当たる。 ③ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の	② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の
週半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ④ 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締	週半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ③ 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締
役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第27条~第45条 (条文省略)	第27条~第45条 (現行通り)

第3号議案 取締役9名選任の件

第2号議案が承認可決され取締役の任期が短縮されますと、本総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了となりますため、より迅速な意思決定を行うことを目的として2名減員し、次に記載の取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は8頁から12頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	多羅尾光睦	代表取締役社長
2	再任 単手 斉	常務取締役公営競技事業、施設整備部門担当
3	两任 伊藤昌宏	常務取締役 企画、財務、倉庫賃貸事業部門担当
4	馬色 高倉和 仁	常務取締役 総務、遊園地事業、サービス事業部門担当 総務部長
5	再任	取締役 施設整備部長
6	西丘 佐藤浩 <u> </u>	取締役
7	再任 なが しま えつ こ 社外取締役 独立役員	取締役
8	再任 森 﨑 純 成 社外取締役 独立役員	取締役
9	再任 た なか ひで	取締役

たらお みつちか

多羅尾 光睦 (1957年8月23日生)

再 任



所有する当社株式の数

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 6月 東京都入都 2012年 7月 東京都港湾局長 2015年 7月 東京都生活文化局長 2016年 7月 東京都総務局長

2018年 7月 東京都副知事

2021年12月 株式会社建設資源広域利用センター代表取締役社長 2023年 3月 株式会社東京サマーランド代表取締役会長(現在に至る)

2023年 3月 株式会社東京プロパティサービス代表取締役会長(現在に至る) 2023年 3月 東京倉庫株式会社代表取締役会長(現在に至る)

2023年 3月 宋尔启 牌林式云红代衣取栉仅云枝(現在

2023年 3月 当社代表取締役社長(現在に至る)

600 株

取締役候補者とした理由

多羅尾光睦氏は、地方公共団体において要職を務め、多様かつ大規模な組織経営を担ってきた等の実績があり、危機管理、都市開発、文化スポーツの振興をはじめとする様々な部門において幅広い業務経験と豊富な知見を有しております。また、現在は当社代表取締役社長として当社グループ全体の経営を牽引していることから、取締役として適任と判断し、本年2月開示の「長期経営ビジョン2035」にてお示ししている2035年に目指す姿『笑顔あふれる"まちづくり"を牽引する空間創造企業』を実現するべく、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

ゃま て ひとし **山手 斉**

(1960年8月21日生)

再 任



所有する当社株式の数 1,000 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 東京都入都

2015年 7月 東京都総務局理事(人権担当)職員共済組合事務局長兼務

2016年 4月 東京都交通局長

2019年 7月 東京都政策企画局長 2020年 7月 東京都総務局長

2021年 6月 一般財団法人東京都人材支援事業団理事長

2022年 3月 当社常務取締役<公営競技事業、施設整備部門担当> (現在に至る)

2022年 4月 株式会社 e パドック代表取締役社長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

山手斉氏は、地方公共団体において要職を務め、効率的な事業執行体制を構築してきた等の実績があり、人事労務やDX企画をはじめとする様々な分野に関する豊富で幅広い経験と知見を有しております。また、現在は当社常務取締役として安心・安全を軸とした当社施設の管理・運営に加え、当社グループの経営全般における職務を適切に果たしていることから、取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者としております。

いとう まさひろ

昌宏 (1965年2月24日生)

再 任



所有する当社株式の数 2.800 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社

2014年 4月 当社競馬事業部長

2017年 3月 当社取締役競馬事業部長

2019年 3月 当計取締役

2019年 3月 株式会社東京サマーランド常務取締役

2021年 3月 株式会社東京サマーランド取締役

2021年 3月 当社取締役財務部長

2022年 3月 当社常務取締役<企画、財務、倉庫賃貸事業部門担当> (現在に至る)

2023年 3月 東京倉庫株式会社取締役 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

伊藤昌宏氏は、当社の競馬事業や遊園地事業をはじめとする各事業に携わり、当社の基幹事業の発展を牽引してきた実績等があり、 幅広い実務経験を通じた当社グループへの深い理解と豊富な知見を有しております。また、当社常務取締役として、企画部門にお ける新規事業の開拓や財務部門における財務基盤の安定化を推進する等、職務を適切に遂行していることから、取締役として適任 であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

たかくら かずひと

(1965年11月16日生)

任



所有する当社株式の数 3.600 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2013年 4月 当社企画部次長

2014年10月 当社内部統制監理室長

2017年 4月 当計施設整備部長

2018年 4月 当社総務部長

2019年 3月 当社取締役総務部長

2023年 3月 株式会社東京プロパティサービス取締役 (現在に至る)

2023年 3月 当社常務取締役<総務、遊園地事業、サービス事業部門担当>、総務部長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

高倉和仁氏は、当社の総務部門や内部統制部門などの各部門に携わり、当社の経営管理部門の強化を牽引してきた実績等があり、 幅広い実務経験を通じた当社グループへの深い理解と豊富な知見を有しております。また、当社常務取締役としてコーポレートガ バナンスの向上やサステナビリティ経営の推進に尽力する等、職務を適切に遂行していることから、取締役として適任であると判 断し、引き続き取締役候補者としております。

たか の もとかず

高野 元一 (1965年9月4日生)

再 任



所有する当社株式の数 700 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社

2014年10月 当社施設整備部次長

2018年 3月 株式会社タック取締役 (現在に至る)

2019年 4月 当社施設整備部部長 2022年 4月 当社施設整備部長

2023年 3月 当社取締役施設整備部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

高野元一氏は、長年にわたり当社施設整備部門に携わり、当社グループの設備投資及び施設整備計画の策定・施工、保守管理を牽引してきた実績等があり、高い専門性と豊富な知識・経験を有しております。また、当社取締役施設整備部長として、大井競馬場をはじめとする各所有施設の整備や環境負荷軽減に尽力する等、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

さとう こうじ **佐藤 浩一** (10

活 (1947年12月5日生)

再 任

社 外

独立



所有する当社株式の数 500 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 9月 日本中央競馬会常務理事

2009年 3月 同 総括監

2009年 4月 同 総括監兼アジア競馬連盟会長

2014年 9月 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団理事長

2014年12月 公益社団法人日本装削蹄協会会長

2019年 3月 当社取締役(現在に至る)

2023年 6月 公益社団法人日本装削蹄協会顧問 (現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤浩二氏は、競馬に関わる豊富な経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役就任以来、取締役会等において有益な意見を述べており、当社が目指す公営競技事業の健全な発展に向け、社外取締役としての職務を適切に遂行されております。引き続き、当社の経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

ながしま えつ こ **ふ順 州フ**

悦子 (1959年8月10日生)

再 任

社 外

独立



所有する当社株式の数

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 4月 株式会社オリエンタルランド執行役員 エンターテイメント本部長 **2011年 4月** 同社執行役員 CS推進部 キャストディベロップメント部担当

2015年 4月 同社執行役員 CS推進部 ギャストディハロックメント部 2015年 4月 同社執行役員 CS推進部 社会活動推進部担当

2018年 4月 向在執行役員 (3)推進部 在云活動推進部排2018年 6月 同社執行役員 社会活動推進部担当

2019年 4月 同計理事

2021年 3月 当社取締役(現在に至る)

2023年 6月 京極運輸商事株式会社社外取締役(現在に至る) 2023年10月 株式会社LDH JAPAN社外取締役(現在に至る)

400 株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永嶋悦子氏は、エンターテインメント業界における豊富な経験と高い知見に基づき、当社の社外取締役就任以来、取締役会等において有益な意見を述べており、当社の企業理念「空間に思いを馳せ、人々の笑顔を創造する」に基づく当社グループの事業発展に向け、社外取締役としての職務を適切に遂行されております。引き続き、当社の経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者番号

8

もりさき よしなり

(1953年4月1日生)

再 任

社 外

独立



所有する当社株式の数 1.100 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 7月 UFJ信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 執行役員証券代行部長

2008年 6月 日本シェアホルダーサービス株式会社代表取締役社長

2015年10月 株式会社日本取引所グループ審議役

2018年 6月 タスク・アドバイザーズ株式会社取締役会長(現在に至る)

2019年 1月 ギグワークス株式会社監査役

2022年 3月 当社取締役 (現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森﨑純成氏は、金融機関・証券業界における豊富な経験とコーポレート・ガバナンスに関する高い知見に基づき、当社の社外取締役就任以来、取締役会等において有益な意見を述べており、ガバナンスの高度化や財務健全性の確保を通じた当社の企業価値向上に向け、社外取締役としての職務を適切に遂行されております。引き続き、当社の経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

た なか ひで し **田中 秀司**

(1953年10月10日生)

再 任

社 外

独立



所有する当社株式の数 300 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 4月 東京都港区政策経営部参事

2006年 4月 東京都港区芝浦港南地区総合支所長

2010年 4月 東京都港区企画経営部長

2012年 8月 東京都港区副区長

2020年 9月 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団理事長(現在に至る)

2021年 6月 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会理事(現在に至る)

2022年 3月 当社取締役(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中秀司氏は、地方公共団体における災害・危機管理対策やIT・デジタルの活用に関する豊富な知見と公益財団法人の代表者としてスポーツ・文化の振興に携わった経験に基づき、当社の社外取締役就任以来、取締役会等において有益な意見を述べており、リスクマネジメント強化やサステナビリティ経営の推進に向け、社外取締役としての職務を適切に遂行されております。引き続き、当社の経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2.佐藤浩二、永嶋悦子、森﨑純成、田中秀司の4氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3.佐藤浩二、永嶋悦子、森﨑純成、田中秀司の4氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は4氏を独立役員として届け出ており、4氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4.当社は、佐藤浩二、永嶋悦子、森﨑純成、田中秀司の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する 損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。なお、4氏が選任された場合、当該契約を継続する予 定であります。
 - 5.当社は、優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、 2024年4月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役の各候補者ついては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、 選任後も引き続き被保険者となります。
 - <保険契約の内容の概要>
 - ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事中があります。

③役員等の職務の適下性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

【ご参考】第3号議案が承認されたのちの役員構成(予定)

当社は2024年に創立75周年をむかえるにあたり、今後の経営環境の変化に柔軟に適応し、さらなる企業価値向上を目指すべく、重点課題の一つと捉えているガバナンス体制の強化に取り組んでおります。取締役会の実効性の確保・向上を目的に、当社の企業理念に基づき誠実かつ健全な事業活動を通じてステークホルダーの期待に応え社会の発展に寄与する企業であり続けるため、各役員の経験や専門性を踏まえた当社の取締役会に求められるスキル及び当社役員が担うべき役割について再検討を行った結果、以下の9項目に定めるとともに、各項目の内容についても明確化いたしました。

	専門性と経験(スキル項目)									
	氏 名	企業経営	法務 ・ リスクマネ ジメント	公営競技	施設管理地域開発	レジャー 文化 スポーツ	IT ・ デジタル	人事 労務 人材開発	財務 会計 ファイナン ス	サステナビ リティ ESG
	多羅尾光睦 指名・報酬	0	0	0	0	0		0	0	0
	山手 斉	0	0	0	0		0	0		
	伊藤昌宏	0	0	0	0		0		0	
	髙倉和仁 指名・報酬	0	0		0	0		0		0
	髙野元一	0		0	0	0	0			
取締役	佐藤浩二 指名・報酬 社外 独立	0		0	0			0	0	
	永嶋悦子 指名·報酬 社外 独立	0	0			0		0		0
	森﨑純成 指名·報酬 (委員長) 社外 独立	0	0					0	0	0
	田中秀司 指名·報酬 社外 独立	0	0			0	0			0
	村田和正	0	0			0		0	0	0
監査	石島辰太郎 社外 独立	0	0		0		0	0		
役	田中大輔 社外 独立	0		0			0	0	0	
	田中 良 社外 独立	0		0	0	0				0

[※] 当社は海外向けの事業を行っていないため、グローバル経験に関する記載は省略しております。

当社が取締役、監査役に期待するスキル項目の選定理由は以下のとおりです。

専門性と経験(スキル項目)	選定理由(スキルサマリー)
企業経営	当社グループにおいて広い視野で経営を行ううえで、事業推進や課題解決など総合的な判断と全体を取りまとめる統率力が必要となることから、組織運営の経験を活かし、当社グループ全体の進むべき方向性を合わせて企業活動を推進させるためのスキル
法務・リスクマネジメント	法令順守・コーポレートガバナンス・リスクマネジメントによる健全かつ継続的な事業運営を実現するため、的確な事業戦略を監督・推進するためのス キル
公営競技	当社の設立趣意の根幹であり、収益基盤の大きな柱である公営競技事業に携わった経験や、地方財政への貢献という側面から公共・公益事業に関わった経験・知見を活かし、今後の公営競技事業の発展に寄与するためのスキル
施設管理・地域開発	多種多様な施設を所有する当社グループにおいて、安心・安全な施設を提供 し続けるために重要な施設管理分野における業務経験や、地域開発に関する 事業に携わった経験など、今後の安定的な施設管理と所有施設を軸とした地 域社会との共創による発展を推進させるためのスキル
レジャー・文化・スポーツ	当社の企業理念である"空間に思いを馳せ、人々の笑顔を創造する"を実現するべく、エンターテインメントやレジャー、文化、スポーツといった人々の心を豊かにさせる事業に携わった経験や知見を活かし、幅広い分野の当社グループ事業発展に寄与するためのスキル
IT・デジタル	公営競技事業におけるシステム分野のさらなる発展をはじめ、人々の生活様式の変化に柔軟かつ的確に対応し、今後の競争力の鍵となるIT・デジタル技術の進展によるサービス拡充や新規領域の検討、組織運営の効率化等を実現するためのスキル
人事・労務・人材開発	従業員の多様性を尊重し、社員一人ひとりの成長を最大限に引き出すことが、当社グループの企業価値向上に大いに繋がるものと捉え、人材・組織開発に関する経験・知見を活かし、その環境や仕組みを構築するためスキル
財務・会計・ファイナンス	財務・会計分野における専門的な業務経験や知見に基づき、企業の会計上のコンプライアンスを確保し、資本コストを意識した健全かつ安定的な財務基盤の構築に加え、株主還元強化と成長投資の両立を実現する的確な財務戦略を監督・推進するためのスキル
サステナビリティ・ESG	当社事業を通じてサステナブルな社会を実現するべく、当社独自のボトムラインである"PLACE,PLANET,PEOPLE"の好循環サイクルによる「サステナビリティ経営」を推進するためのスキル

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年3月27日開催の第89回定時株主総会において、年額250百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(社外取締役を除く。)は7名でありますが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案 どおり承認可決されますと、取締役(社外取締役を除く。)は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その事項は以下のとおりであります。

- (a) 継続的な企業価値の向上及び競争力の強化のため、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準として おります。
- (b) 各取締役の役割や職責に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保しております。
- (c) 報酬水準や報酬体系は、当社の業績や経済情勢等を踏まえて、見直しを行っております。
- (d) 取締役の報酬は、月例の固定報酬並びに非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬としております。
- (e) 非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに、株主との価値を共有する譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に支給いたします。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額50百万円以内かつ当社が発行または処分する普通株式の総数は年25,000株以内(ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲で調整を行う。)とします。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会において決議いただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定及び支給基準に基づいて算出した額を原案として、代表取締役社長、総務部門担当取締役、社外取締役をもって構成される指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会にて報酬等の決議を行っております。

当委員会は、報酬額の決定プロセスの透明性や公正性、客観性を確保するため、委員の過半数は独立要件を満たした社外取締役で構成されており、議長は社外取締役が務めております。

当委員会において決定方針との整合性や業績等、多角的に検討を行っているため、取締役会はその決定を尊重すべきものと判断しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

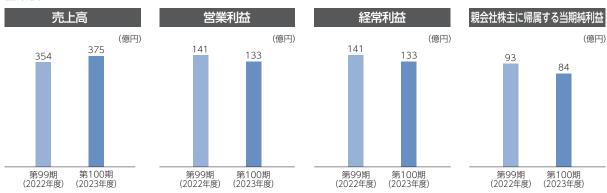
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行され、人流の増加やインバウンド需要の回復等、社会経済活動の正常化が進みましたが、国内外における物価上昇や世界的な金融引き締めの影響について、注視すべき状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループにおきましては、南関東4競馬場在宅投票システム(SPAT4)を中心とした公営競技事業が順調に推移したほか、人流回復に伴う当社所有施設への入場者数の増加により前年度を上回る売上を確保いたしましたが、SPAT4第5次システムの稼動に伴う運用費や減価償却費の増加等、また東京サマーランドにおける耐震工事関連費用に伴う特別損失の計上により、前年比で増収減益となりました。

以上の結果、第100期連結会計年度の業績につきましては、売上高は37,544百万円(前期比5.9%増)、営業利益は13,362百万円(同5.7%減)、経常利益は13,383百万円(同5.6%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は8.452百万円(同9.9%減)となりました。

■業績ハイライト



セグメント別の業績は次の通りであります。

事業の内容

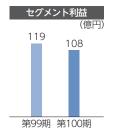
大井競馬場・場外発売所・ SPAT4の賃貸 伊勢崎オートレース場の賃貸

游園地事業

事業の内容 遊園地の経営

(億円)





売上高 セグメント利益 (億円) 32 26 第99期 第100期 第99期 第100期

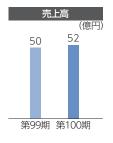
SPAT4の売上が順調に推移したこと等により、売上高 は27.442百万円(前期比5.1%増)となりましたが、 SPAT4第5次システムの稼動に伴う運用費や減価償却 費の増加等により、セグメント利益は10,838百万円 (同9.7%減)となりました。

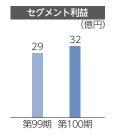
人気スマホゲームとのコラボ企画が好評を博すととも に、新型コロナウイルス感染症に関する規制解除や記 録的猛暑も影響し、売上高は3,202百万円(前期比 19.9%増)、セグメント利益は463百万円(同289.7% 増)となりました。

倉庫賃貸事業

事業の内容 物流施設の賃貸

事業の内容 商業施設、 オフィスビルの賃貸等





売上高 セグメント利益 (億円) (億円) 22 22 3 2 第99期 第100期 第99期 第100期

一棟貸し倉庫のほか勝島第2地区マルチテナント型倉 庫が順調に稼働したことから、売上高は5,233百万円 (前期比2.7%増)、セグメント利益は3.293百万円(同 12.2%増)となりました。

オフィスビル「ウィラ大森ビル」や空調設備事業にて 安定的な収益確保に努め、売上高は2,235百万円(前 期比2.1%減)となりましたが、セグメント利益は「ウ ィラ大井」の事業譲渡(会社分割)による諸費用の発 牛により236百万円(同40.4%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

公営競技事業

売上高

274億42百万円(前期比5.1%增)

セグメント利益

108億38百万円(前期比9.7%減)



大井競馬におきましては、台風接近による開催取り止めが1日あり、開催日数は97日となりました。なお、12月5日に発生した電気系統トラブルによる開催取り止めにつきましては、代替開催が12月9日に無観客にて行われました。

大井競馬場では、新型コロナウイルス感染症対策として実施していた入場制限は3月27日の開催より解除となり、再び多くのお客様にお楽しみいただけるようになりました。施設の整備面においては、厩舎地区内ウレタン舗装工事や馬場の排水機能強化工事を進めたほか、9月からはお客様エリア(スタンド前)の改修工事に着手いたしました。さらに10月には、より安全な馬場でのレース開催等を目指すため、オーストラリア産の馬場砂へ入れ替えを実施いたしました。

SPAT4におきましては、全国の地方競馬を15,395レース発売いたしました。SPAT4のポイントサービスである「SPAT4プレミアムポイント」では、各種キャンペーンの継続実施、会員内のメンバーシップ「南関競馬サロン」にてメンバー限定のサービスやイベントを展開したほか、制限解除に伴い会員向けツアーを再開するなど、会員数の定着と満足度の向上を図る施策を実施いたしました。

また、4月17日には地方競馬の各種情報や投票サービスへより簡単にアクセスできるツールとして「SPAT4アプリ」をリリースし、SPAT4の利用促進に努めました。

これらSPAT4等による地方競馬全体の暦年でみた2023年勝馬投票券売上は1兆734億円となり、従来の記録だった2022年の売上1兆651億円を上回る売上レコードを更新いたしました。

このほか、大井競馬場では6季目となる冬季限定イルミネーションイベント「東京メガイルミ2023-2024」の営業を11月11日から1月8日までの42日間行いました。昨季好評だった人気コンテンツとのコラボレーション企画をバージョンアップして展開したほか、「噴水×誘導馬ショー」や「ミニチュアホース&ポニーとのふれあい体験」など競馬場ならではのイベントを拡充し、各種メディアにも多く取り上げられ、イルミネーションスポットとしての大井競馬場のブランディングや知名度向上にも大きく繋がりました。

伊勢崎オートレースにおきましては、オートレースの本場開催が117日、他場の場外発売は延べ284日実施されました。走路改修工事の実施により前期に比べ開催日数は減少しましたが、勝車投票券売上は引き続き好調に推移いたしました。また、8月には現役オートレーサーをゲストに招いた競馬予想イベントを実施し、ファンの皆様の満足度向上に努めました。

以上の結果、公営競技事業の売上高は27,442百万円(前期比5.1%増)、セグメント利益は10,838百万円(同9.7%減)となりました。

遊園地事業

売上高

32億2百万円(前期比19.9%増)

セグメント利益

4億63百万円(前期比289.7%増)



東京サマーランドにおきましては、夏季期間に新たな試みとして実施した人気スマホゲームとのコラボレーション企画をはじめ、各種イベントが人気を博すとともに、新型コロナウイルス感染症に関する規制解除に加えて、記録的猛暑も影響し入場者数が増加いたしました。

夏季期間以外においては、駐車場を活用したフリーマーケットを継続的に実施したほか、近隣小学校の社会科 見学を受け入れる等、地域貢献にも積極的に取り組みました。

また、アウトドア複合施設「Wonderful Nature Village(わんダフルネイチャーヴィレッジ)」では、愛犬とともにショッピングが楽しめるイベント「ワンイチ(ワンダフル市場)」を新たに実施し、認知率の向上と集客に努めました。

なお、2024年夏にオープンを予定している冒険体験型プール「MONSTER STREAM(モンスターストリーム)」につきましては、現在順調に工事が進んでおります。

以上の結果、東京サマーランド及び各施設の入場人員は、前期比16.8%増となる87万人となり、遊園地事業の売上高は3,202百万円(前期比19.9%増)、セグメント利益は463百万円、(同289.7%増)となりました。

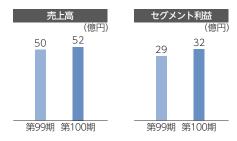
倉庫賃貸事業

売上高

52億33百万円(前期比2.7%增)

セグメント利益

32億93百万円(前期比12.2%增)



倉庫賃貸事業におきましては、一棟貸し倉庫のほか、勝島第2地区のマルチテナント型倉庫の稼働が順調に推移いたしました。また、千葉県習志野市茜浜地区に建設中の新倉庫につきましても、予定どおり工事が進捗し2024年3月に竣工の見込みとなっております。

このほか、勝島第 2 地区一般棟倉庫において外壁塗装替工事を実施する等、既存倉庫の整備に努めるとともに、環境に対する負荷の低減策にも取り組み、9月には勝島第 1 地区に続いて勝島第 2 地区においても CO_2 排出量がゼロとなるグリーン電力(再生可能エネルギー由来の電力)を導入いたしました。

以上の結果、倉庫賃貸事業の売上高は5,233百万円(前期比2.7%増)、セグメント利益は3,293百万円(同12.2%増)となりました。

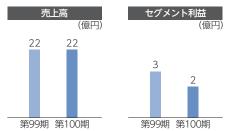
サービス事業

売上高

22億35百万円(前期比2.1%減)

セグメント利益

2億36百万円(前期比40.4%減)



オフィスビル「ウィラ大森ビル」や空調設備事業において安定的な収益確保に努めたほか、大井競馬場前ショッピングモール「ウィラ大井」では、季節に合わせたイベントを多数実施し、お客様の満足度向上や周辺地域との連携強化に努めました。

大井競馬場第3駐車場を活用した開発計画につきましては、新たに誕生予定のミュージカル劇場の名称が「シアターH」に決定したほか、商業施設のテナントも決定し、2024年春のオープンに向けて、現在順調に工事を進めております。

以上の結果、サービス事業の売上高は2,235百万円(前期比2.1%減)、セグメント利益は「ウィラ大井」の事業譲渡(会社分割)による諸費用が発生したことから236百万円(同40.4%減)となりました。

<セグメント別の売上高及びセグメント利益>

区分			売」	L 高	セグメント利益				
			JJ			金額(百万円)	前期比	金額(百万円)	前期比
公	営	競	技	事	業	27,442	5.1 [%]	10,838	△9.7 [%]
遊	臮	t	也	事	業	3,202	19.9 **	463	289.7 *
倉	庫	賃	貸	事	業	5,233	2.7 %	3,293	12.2 **
Ħ	_	ピ	ス	事	業	2,235	△2.1 [%]	236	△40.4 [%]
セク	゛メン	ト間	取引	の消	去等	△570	_	△1,469	_
合					計	37,544	5.9 *	13,362	△5.7 %

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額11,939百万円となりました。その主なものは、公営競技事業における SPAT4第5次システム更新、大井競馬場場内監視カメラ改修及び馬場内雨水排水改修、伊勢崎オートレース 場走路改修、倉庫賃貸事業における習志野茜浜2号倉庫新築工事、サービス事業における大井競馬場第3駐車場 跡地の劇場・商業施設新築工事であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、第3回無担保社債の償還資金に充当するため、金融機関より長期借入金として50億円の 資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループでは、「空間に思いを馳せ、人々の笑顔を創造する」という企業理念の下、当社が所有する公営競技場・遊園地等の「空間」に訪れる人々の安心・安全・信頼を第一に、公共性の高い事業を展開してまいりました。

今後も、当社グループの企業理念に基づき、多角的に事業展開を進め、誠実かつ健全な経営体制及び経営基盤を確保・発展させていくとともに、社会課題に対して積極的に取り組むことで、全てのステークホルダーの期待に応え続け、社会の発展に寄与する企業であることを目指してまいります。

②経営環境

当社グループを取り巻く環境は、国内外における物価上昇や個人消費活動の変化、世界情勢の不安定化に起因した供給面の制約や資源価格の高騰等により不確実性を増している中、我が国における人口急減や少子高齢化が招く労働人口の減少や国内市場規模の縮小により、社会経済活動の不活性化・経済成長力の低下といった日本企業全体に影響を及ぼす長期的問題が顕在化しております。

このような環境下において、今後も事業環境の変化を正しく捉え、適切に対応していくとともに、各事業の推進および課題への対応を通じてグループの成長・発展に繋げてまいります。

③中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは2024年に創立75周年をむかえるにあたり、今後10年間の方向性をお示しするために、2035年に目指す姿を掲げた長期ビジョンを策定いたしました。この長期ビジョンをもって、当社グループの持続的な成長・発展と中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

また、「第3次中期経営計画~Galloping into the future~」に掲げる各セグメント別の施策を着実に推進することで事業基盤の強化・拡大を目指すとともに、サステナビリティ経営の推進により、環境や社会の諸課題に対しても適切に取り組んでまいります。

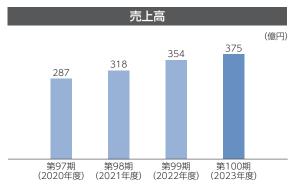
○ 各セグメント別の施策

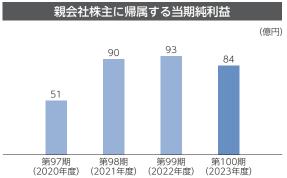
	731-7 100-71
公営競技事業	◆南関東4競馬場在宅投票システム(SPAT4)の運用強化及びユーザビリティ向上 ◆SPAT4のマーケティング及び広報強化による新規ファンの獲得とマーケットの活性化 ◆既存施設(大井競馬場、小林牧場等)のさらなる充実を図る施設再整備の推進
遊園地事業	◆新プール「MONSTER STREAM」の導入と効果的な広報活動の展開による集客強化
倉庫賃貸事業	◆新倉庫(習志野茜浜地区)の竣工によるさらなる収益確保
サービス事業	◆大井競馬場第3駐車場跡地活用による収益基盤の強化

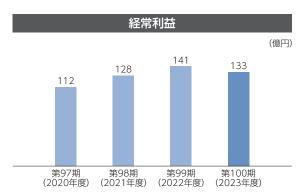
(5) 財産及び損益の状況の推移

	区	分		第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (当連結会計年度) (2023年度)
売		_	高	28,789 百万円	31,800 百万円	35,450 百万円	37,544 百万円
経	常	利	益	11,280 ^{百万円}	12,842 百万円	14,171 百万円	13,383 百万円
親会社	株主に帰属	属する当期	純利益	5,175 ^{百万円}	9,084 百万円	9,386 百万円	8,452 百万円
1 株	当たり	当期純	利益	181.24 円	320.43 ^円	342.41 ^円	308.37 ^鬥
総	資	産	額	98,349 百万円	110,114 百万円	124,647 百万円	115,792 百万円
純	資	産	額	70,534 ^{百万円}	72,846 百万円	80,288 百万円	86,787 百万円
1 株	当たり	ノ純 資	産 額	2,470.40 円	2,657.32 円	2,929.06 円	3,163.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算定しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第99期の期首から適用しております。









(6) 重要な親会社及び子会社の状況(2023年12月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 東京プロパティサービス	400 百万円	100 %	競馬附帯事業、商業施設の賃貸・運営、 オフィスビルの賃貸
株式会社 東京サマーランド	400	100	遊園地の経営
東京倉庫株式会社	400	100	物流施設の賃貸
株式会社タック	80	100	空調設備の設計・施工管理
株式会社eパドック	100	60	SPAT4システムに係る運営事業

⁽注) 1. 当社は、2023年1月1日付で、商業施設事業(大井競馬場前ショッピングモール「ウィラ大井」)を当社の連結子会社である株式会社東京プロパティサービスに承継させる吸収分割を行いました。 2.2023年4月20日付で、株式会社eパドックは第三者割当増資を実施しており、当社の出資比率は60%となっております。

(7) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

大井競馬場の賃貸と場内サービスの提供、場外発売所の賃貸、在宅投票システムの賃貸、伊勢崎オートレース 場の賃貸、遊園地(東京サマーランド)の経営、物流施設の賃貸、商業施設の賃貸・運営、オフィスビルの賃 貸、空調設備の設計・施工管理。

(8) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

事業所名	所 在 地	事業所名	所 在 地
ウ ィ ラ 大 森 ビ ル 東京都競馬株式会社本社	東京都大田区	伊 勢 崎 場 外 発 売 所伊勢崎オートレース場	群馬県伊勢崎市
大 井 競 馬 場 株式会社東京プロパティサービス本社	東京都品川区	東 京 サ マ ー ラ ン ド 株式会社東京サマーランド本社	東京都あきる野市
株式会社eパドック本社	米水即山川区	騰第1妪1号·2号·3号·5号庫東京倉庫株式会社本社	東京都品川区
小 林 牧 場	千葉県印西市	勝島第2地区ABC棟・一般棟	東京都品川区
新潟場外発売所	新潟県新潟市	勝島第3地区勝島流通・配送センター	東京都品川区
中郷場外発売所	新潟県上越市	平和島地区1号・2号倉庫	東京都大田区
汐 留 場 外 発 売 所	東京都港区	習志野地区習志野茜浜倉庫	千葉県習志野市
ひたちなか場外発売所	茨城県ひたちなか市	大井競馬場前ショッピングモール ウ ィ ラ 大 井	東京都品川区
大鄉場外発売所	宮城県黒川郡大郷町	株式会社タック本社	東京都品川区

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1	80 2 名減	40 歳 0 月	15 f 1

(注)上記のほかに嘱託、臨時雇用者等で41名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前期末比増減	平	均	年	版介	平均勤続年数	
			92 ^名	2名増		36 歳		5 ^月	12 ^年	1 月

(注)上記のほかに嘱託、臨時雇用者等で18名を雇用しております。

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,275 百万円
株式会社三井住友銀行	2,305
株式会社りそな銀行	1,425
株式会社三菱UFJ銀行	650
三井住友信託銀行株式会社	95

2. 会社の株式に関する事項(2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 27,407,828株 (自己株式1,357,026株を除く。)

(3) 株主数 32,271名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率		
東京都	7,991,644 [‡]	29.15		
特別区競馬組合	3,676,292	13.41		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,957,900	7.14		
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,336,878	4.87		
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,090,200	3.97		
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	877,050	3.19		
株式会社東京ドーム	653,488	2.38		
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	462,722	1.68		
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	331,005	1.20		
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	259,527	0.94		

⁽注) 1. 当社は自己株式を1,357,026株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年12月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
多羅尾 光 睦	代表取締役社長	株式会社東京プロパティサービス 代表取締役会長 株式会社東京サマーランド 代表取締役会長 東京倉庫株式会社 代表取締役会長
山 手 斉	常務取締役 公営競技事業、 施設整備部門担当	株式会社eパドック 代表取締役社長
伊藤昌宏	常務取締役 企画、財務 倉庫賃貸事業部門担当	東京倉庫株式会社 取締役
高 倉 和 仁	常務取締役 総務、遊園地事業、 サービス事業部門担当 総務部長	株式会社東京プロパティサービス 取締役
猪口韭一	取締役	
奥田信之	取締役 企画部長	
髙 野 元 一	取締役 施設整備部長	株式会社タック 取締役
佐藤浩二	取締役	公益社団法人日本装削蹄協会 顧問
永 嶋 悦 子	取締役	京極運輸商事株式会社 社外取締役 株式会社LDH JAPAN 社外取締役
森 﨑 純 成	取締役	タスク・アドバイザーズ株式会社 取締役会長
田中秀司	取締役	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 理事長 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 理事
村田和正	常勤監査役	株式会社東京プロパティサービス 監査役 東京倉庫株式会社 監査役
石 島 辰太郎	監査役	産業技術大学院大学 名誉学長
田中大輔	監査役	
田中良	監査役	

⁽注)1. 2023年3月30日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、取締役 中西 充、監査役 煙山 力の両氏は任期満了により 退任いたしました。

^{2.} 取締役 佐藤浩二、永嶋悦子、森﨑純成、田中秀司の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

^{3.} 監査役 石島辰太郎、田中大輔及び田中良の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役等を除く。)及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社グループ子会社の各取締役・監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。保険料は特約部分も含めて当社及び当社グループ子会社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(5) 会社役員の報酬等

① 役員の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は、2014年3月27日開催の第89回定時株主総会において、年額250,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。

当社の監査役の報酬等は、2014年3月27日開催の第89回定時株主総会において、年額38,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - 当社は、2021年2月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その事項は以下のとおりであります。
 - (a) 継続的な企業価値の向上及び競争力の強化のため、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準としております。
 - (b) 各取締役・監査役の役割や職責に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保しております。
 - (c) 報酬水準や報酬体系は、当社の業績や経済情勢等を踏まえて、見直しを行っております。
 - (d) 当社は、極めて公共性の高い事業に携わっており、健全経営を第一とすることから、取締役の報酬は月例の固定報酬のみとしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会において決議いただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定及び支給基準に基づいて算出した額を原案として、代表取締役社長、総務部門担当取締役、社外取締役4名をもって構成される指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会にて報酬等の決議を行っております。

当委員会は、報酬額の決定プロセスの透明性や公正性、客観性を確保するため、委員の過半数は独立要件 を満たした社外取締役で構成されております。

なお、当委員会において決定方針との整合性や業績等、多角的に検討を行っているため、取締役会はその 審議結果を尊重すべきものと判断しております。

④ 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区	分	支	給	人	員	支	給	額
T= (++/D					名		4-	刊
取締役					12			6,034
(うち社外取締役)					(4)			0,640)
監査役					5			0,672
(うち社外監査役)					(4)		(1	5,480)
合	計				17		20	6,706

- (注) 1. 上記の支給人員及び報酬等の額には、2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 - 2. 上記の他、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与含む)として22,167千円を支給しております。
 - 3. 当社は、2014年3月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。この決議に基づき、当事業年度中に退任した社外監査役1名に対して2,700千円を退職慰労金として支給しております。なお、当該退職慰労金は上記の報酬等の総額には含まれておりません。
 - 4. 監査役の報酬については、監査役の協議をもって決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 - ・社外取締役の重要な兼職先は、「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
 - ・取締役 佐藤浩二氏は、公益社団法人日本装削蹄協会の顧問であります。なお、兼職先と当社との間に特別 な関係はありません。
 - ・取締役 永嶋悦子氏は、京極運輸商事株式会社の社外取締役、株式会社LDH JAPANの社外取締役であります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役 森﨑純成氏は、タスク・アドバイザーズ株式会社の取締役会長であります。なお、兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役 田中秀司氏は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の理事長及び社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の理事であります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役 石島辰太郎氏は、産業技術大学院大学の名誉学長であります。なお、兼職先と当社との間に特別な 関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐藤浩二	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、期待される役割に基づき公営競技に関わる豊富な経験と高い見識を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者及び役員報酬等の審議における監督機能を担っております。
取締役	永嶋悦子	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、期待される役割に基づきレジャー業界における豊富な経験と高い見識を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者及び役員報酬等の審議における監督機能を担っております。
取締役	森﨑純成	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、期待される役割に基づき金融機関等における豊富な経験とコーポレートガバナンスに関する高い見識を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の議長として、当事業年度開催の委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者及び役員報酬等の審議における監督機能を担っております。
取締役	田中秀司	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、期待される役割に基づき文化・スポーツ業界における豊富な経験に関する高い見識を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度開催の委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者及び役員報酬等の審議における監督機能を担っております。
監査役	石島辰太郎	当事業年度開催の取締役会8回の全て、監査役会15回の全てに出席し、特殊法人において経営委員や監査委員を務めた経験を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。
監査役	田中大輔	当事業年度開催の取締役会8回の全て、監査役会15回の全てに出席し、地方自治体での行政経験を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。
監査役	田中良	当事業年度において社外監査役就任後に開催の取締役会6回の全て、監査役会10回のうち9回に出席し、地方自治体での行政経験を踏まえて幅広い見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬27.600千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 27,600千円
 - (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、業務執行における法令、定款及び諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関して「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の基本方針及び体制について定めております。これに基づき、当社社長はコンプライアンス統括責任者として、当社グループのコンプライアンス体制の構築を統括いたします。

また、総務部門担当取締役はコンプライアンス副統括責任者として統括責任者を補佐し、総務部長はコンプライアンス推進者としてコンプライアンス体制の整備を推進いたします。

② 当社役職員は、コンプライアンスに対する意識を高く持ち、部署ごとに法令等に基づき意思決定・業務執行を行います。各部署においては、部(室)長をコンプライアンス部門責任者として定め、職務権限や責任の所在及び指揮命令系統を明確化し、有効な相互牽制が機能する体制を保ちます。

また、当社グループの役職員を対象にコンプライアンス意識向上のための研修を行い、周知徹底を図る他、定期的に開催される各部署代表者による各階層別の連絡会において、執行状況を横断的に確認いたします。

なお、必要に応じ弁護士等に相談を行い、コンプライアンス等に問題があった場合には、直ちに情報を確認 後、部門責任者からコンプライアンス統括責任者へ情報が伝達される体制を保ちます。

③ 当社は、業務執行部門から独立したコンプライアンス統括責任者直轄の内部統制監理室を設置し、社内のコンプライアンスの状況を監視し、合法性と合理性の観点から検討・評価を行いますとともに、内部統制システムの維持・向上に努めます。

また、内部統制監理室は、当社グループにおけるコンプライアンスの状況が方針、規程等に従って適切に運用され、内部統制システムが問題なく機能しているかを、本方針に基づき監査を行い、その結果をコンプライアンス統括責任者へ報告し、併せて是正が必要な場合には、助言及び提言を行います。

④ 当社役職員は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、取締役会をはじめとした、社内の重要な会議へ速やかに報告いたします。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、内部統制監理室を社内窓口とすることに加え、会社が指定する法律事務所を社外窓口とする内部通報制度を整え、コンプライアンス違反の事実や損失の危険に関する情報の内部通報を受ける体制を保ちます。

- ⑤ 監査役は、当社グループのコンプライアンス体制及び社内報告体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、当社グループをあげて毅然とした態度で対応いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じ速やかに閲覧できる状態を維持いたします。

また、個人の情報に関しては、「個人情報保護規程」に基づいて情報セキュリティを保ちます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク等の管理・対応については、「リスク管理規程」を制定し、当社グループにおいて発生しうるリスクの防止体制の整備、発生したリスクの対応等について定めております。これに基づき、当社社長はリスク管理統括責任者として、当社グループ全体のリスク管理に関する方針の決定、体制の整備及びリスク発生後の対応について統括いたします。

また、当社グループ各部署で発生しうるリスクの回避と軽減を図るため、部署ごとにリスク管理責任者を置き、各部(室)長がこれにあたります。

- ② リスクの発生に関する情報を入手した部署においては、速やかに総務部長及び担当役員へ報告し、入手した情報の事実を確認後、総務部長からリスク管理統括責任者へ迅速に伝達がなされる体制を確保いたします。また、各部署のリスク管理に関する業務の執行状況を横断的に把握・確認するため、定期的に開催される各階層別の連絡会において、各部署代表者は、意見交換及び相互牽制を行います。
- ③ 当社グループ各部署においては、平時からリスクを洗い出し、適切に評価するとともに、必要に応じ弁護士・専門家等に相談を行い、専門的立場からの助言・指導を受け、リスクの軽減等に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループの経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督いたします。
- ② 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図ります。
- ③ 当社は、当社の常勤役付取締役をもって組織する常勤取締役定例会を定期的に開催し、当社グループの経営に関する重要な事項を協議いたします。
- ④ 当社は、当社グループ常勤取締役及び当社常勤監査役等が出席する社内役員会を原則として月1回開催し、取締役会に付議すべき事項の決定を行うとともに、当社グループにおける業務執行の進捗状況の報告を行い、情報の共有化と意思疎通の徹底を図ります。
- ⑤ 当社は、当社グループのコンプライアンスに係る事項や取締役会における重要な協議事項について、独立した立場に基づき意見交換を行うとともに、情報共有を図ることを目的として、社外取締役及び社外監査役をもって組織する独立社外役員連絡会を設置いたします。
- ⑥ 取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、業務分掌、職務権限及び決裁事項等を定めた諸規程等に従い、当社グループ各部署で業務の有効性及び効率性を確保いたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、子会社においても当社に準じた諸規程等を基礎として行動いたします。
- ② 子会社の経営等に関わる事項は、社内役員会において、定期的に報告及び意見交換を行うとともに、当社は子会社に対しコンプライアンス等に関する重要な事項を監督いたします。
- ③ 子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容等が法令に違反する等、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部統制監理室に報告する。内部統制監理室は直ちに情報の収集・確認を行い当社社長に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとし、当社社長はその改善策の策定を命じます。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき従業員として、専任の監査役補助者を1名以上置きます。
- ② 監査役補助者の任命、解任、人事異動等については、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制といたします。

(7) 当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会をはじめとした社内の重要な会議に出席する他、当社グループの役職員より当社グループにおけるコンプライアンスの状況、内部監査の実施状況、業務又は業績に影響を与える重要な事項について 定期的に報告を受け、さらに必要に応じて説明を求めることができます。
- ② 当社は、監査役に報告を行った当社グループの役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を確保いたします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、職務執行に必要と判断した場合は、当社の業務執行に関する重要な決裁文書その他の書類を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができます。
- ② 監査役と会計監査人は、定期的な報告、情報交換及び意見交換等を行い、連携を図ります。
- ③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、規程及び体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある体制の構築を図ります。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当社「コンプライアンス管理規程」に基づき、当社グループ各社の取締役、監査役、従業員等に対しコンプライアンス意識の向上とコンプライアンスに関する正しい知識を付与することを目的とし、計画的に各階層別研修を実施しております。

(2) 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

当事業年度は、8回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略等の重要事項の決定並びに各取締役の職務の執行状況の監督を行いました。

また、当社グループの常勤取締役及び当社常勤監査役等が出席する社内役員会を11回開催し、当社グループにおける経営上の重要な報告が行われました。

(3) 当社及び子会社における業務の適正の確保

当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

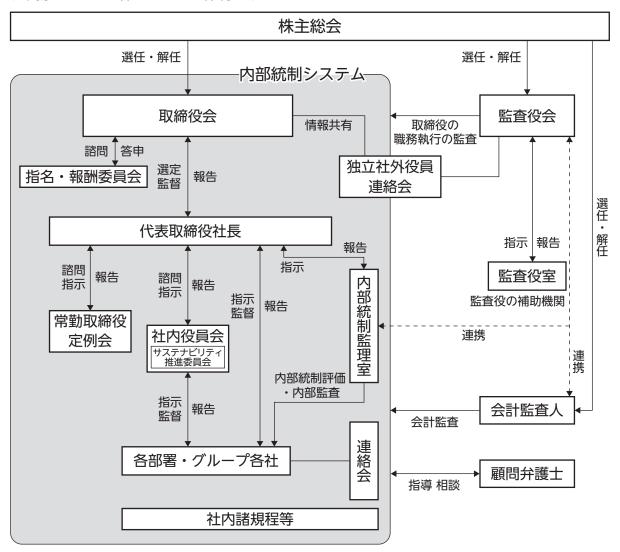
また、当社グループにおける業務の適正性・効率性の確保を目的として、内部統制監理室が年次の監査計画に基づき、当社並びにグループ各社の内部監査を実施しております。

(4) 監査役の監査の実効性の確保に関する取組み

当事業年度は、監査役会を15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。

また、取締役会や社内役員会等の重要な会議に出席する他、代表取締役、内部統制監理室並びに会計監査 人と定期的に情報交換を行い、損失の危険の管理、内部統制システムの整備・運用状況を確認しておりま す。

〔業務の適正を確保するための体制図〕



連結計算書類

連結貸借対照表(2023年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	立		<u></u>
(資産の部)	04 700 404	(負債の部)	- 044400
<u>流</u> 動資産	21,798,694	流 動 負 債	7,914,483
現金及び預金	14,161,529	営業 未 払 金	1,497,047
受取手形、営業未収入金及び契約資産	4,066,617	短期借入金	41,200
有 価 証 券	3,000,000	1年内返済予定の長期借入金	1,500,000
商品品	30,864	未払金	1,121,395
未成工事支出金	44,736	未払法人税等	1,279,229
原材料及び貯蔵品	61,206	未 払 消 費 税 等	553,368
立 替 金 そ の 他	340,536	賞 与 引 当 金	98,541
そ の 他	93,203	ポイント引当金	940,007
		_そ の 他	883,693
<u>固定資産</u>	93,993,681	固 定 負 債	21,089,893
有 形 固 定 資 産	83,236,886	社 債	10,000,000
建业物	19,957,868	長期借入金	7,250,000
建物附属設備	5,502,173	受入敷金保証金	2,163,915
構築物	6,407,661	退職給付に係る負債	1,262,297
機械装置及び運搬具	1,455,211	資産除去債務	390,927
土 地	32,537,201	そ の 他	22,753
建設仮勘定	10,784,652		
信託建物	1,238,170	負 債 合 計	29,004,377
信託建物附属設備	126,546		
信託土地	2,174,126		
そ の 他	3,053,273		
無形固定資産	5,699,053	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア	5,315,723	株 主 資 本	86,402,930
ソフトウエア仮勘定	383,300	資 本 金	10,586,297
施設利用権	29	資本剰余金	6,790,886
投資その他の資産	5,057,740	利益剰余金	74,541,753
投資有価証券	1,808,280	自 己 株 式	△5,516,008
長期前払費用	27,799	その他の包括利益累計額	313,382
繰延税金資産	2,176,350	その他有価証券評価差額金	313,382
長期 立替金	957,340	非 支 配 株 主 持 分	71,686
そ の 他	87,969	純 資 産 合 計	86,787,998
資 産 合 計	115,792,376	負債純資産合計	115,792,376

連結損益計算書(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

	————— 科				金	額
 売		<u></u> 上	 高		_	37,544,792
売	上	上原	価			22,127,520
売	上	総	利	益		15,417,272
販売	費及び		管理費	ш		2,054,642
営	東 及 5 業		5 年 貝 列	益		13,362,630
営		外 収				13,302,030
D 受	取		礼 利	息	4,162	
受	取	配	当	金	27,108	
未	払 配	当金	 除 斥	益	7,414	
受	取	保	険	金	13,280	
雇	用調	整助	成 金	等	5,520	
そ		σ		他	8,772	66,259
営	業	外 費	用			
支	払		利	息	43,332	
そ		\mathcal{O}		他	1,741	45,074
経	常	7	FIJ	益		13,383,815
特	別	利	益			
補	助	金	収	入	114,171	114,171
特	別	損	失			
耐	震 工	事 関	連費	用	1,273,500	
11	退	補	償	金	20,541	
そ		0		他	54,000	1,348,041
税金	等調整		期純利	益		12,149,945
法人	税、住				3,518,651	0 = 0 0 = :
法	人 税		題 整	額	214,049	3,732,701
当	期	純	利	益		8,417,244
				人		△35,094
親会社	性株主に	帰属する	当期純和	リ 益		8,452,338

連結株主資本等変動計算書(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

						株	主 資	本	
					資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高	10,586,297	6,857,668	68,145,207	△5,502,917	80,086,255
当	期	変	動	額					
剰	余	金	の配	当			△2,055,792		△2,055,792
親	会社株主	に帰属	する当期純	利益			8,452,338		8,452,338
自	己村	朱式	の取	得				△13,090	△13,090
連	結子会社(の増資に	よる持分の	増減		△66,781			△66,781
— 株 当	主資本期変		外の項 E 額 (純	ョの 額)					
当	期変	動	額合	計	_	△66,781	6,396,546	△13,090	6,316,674
当	期	末	残	高	10,586,297	6,790,886	74,541,753	△5,516,008	86,402,930

	その他の包括利益 累 計 額 その他有価証券 評 価 差 額 金	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	202,474		80,288,730
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,055,792
親会社株主に帰属する当期純利益			8,452,338
自己株式の取得			△13,090
連結子会社の増資による持分の増減			△66,781
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	110,907	71,686	182,594
当期変動額合計	110,907	71,686	6,499,268
当 期 末 残 高	313,382	71,686	86,787,998

連結注記表

- 【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 株式会社東京プロパティサービス

株式会社東京サマーランド

東京倉庫株式会社 株式会社タック 株式会社eパドック

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(信託建物を含む。) 7年~50年

建物附属設備(信託建物附属設備を含む。) 2年~18年

構築物他 2年~44年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

② ポイント引当金

ポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる 額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法による簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業は、公営競技事業、遊園地事業、倉庫賃貸事業及びサービス事業であります。

公営競技事業、倉庫賃貸事業及びサービス事業において計上する主な収益は、不動産賃貸料収入であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等を適用し収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用の対象となる物件内の付加サービス等については、履行義務は、顧客にサービス等を提供した時点で充足されると判断し、完了時点で収益を認識しております。

遊園地事業においては、顧客に対して施設内営業等によるサービス等の提供を行った時点で履行義務が 充足されると判断し、完了時点で収益を認識しております。

サービス事業のうち、空調設備事業においては、請負工事等に関して一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)による進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これら顧客との契約から生じた対価は、サービス等に対する支配の移転から概ね1年以内に受領しており、顧客との間で定めた取引条件や支払い条件の中で受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

【2】会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【3】重要な会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度において計上した項目

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

2,176,350千円

【4】連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

90.797.052千円

【5】連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,764,854株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	1,233,498千円	45.00円	2022年 12月31日	2023年 3月31日
2023年7月31日 取締役会	普通株式	822,294千円	30.00円	2023年 6月30日	2023年 9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,644,469千円	60.00円	2023年 12月31日	2024年 3月29日

【6】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短・中期的な預金等に限定しております。また、資金 調達につきましては、様々な調達手段(銀行借入、社債発行等)の中から事業環境やマーケット環境に応じた最適な手段を選択しております。なお、デリバティブにつきましては、借入金の金利変動リスクを回避するためのみに利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金の一部は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は主として安全性の高い金銭信託、投資有価証券は主として投資信託や事業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債により調達した資金の使途は社債償還資金、設備投資資金及び運転資金等であります。 デリバティブ取引の実行及び管理は、「経理規程」及び「資金運用管理規程」に従い、財務部が所管して おり、運用管理を適切に行っております。

また、営業債務や借入金については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日(連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,711,876	4,711,876	_
資産計	4,711,876	4,711,876	_
(1) 社債	10,000,000	9,952,000	△48,000
(2) 長期借入金	8,750,000	8,754,397	4,397
(3) 受入敷金保証金	2,163,915	2,153,380	△10,534
 負債計	20,913,915	20,859,778	△54,137

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「営業未払金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」は、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
 - 2. 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。 当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	96,404

- (注) 3. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
 - 4. 当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

3. 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定し

た時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券及び							
投資有価証券							
その他有価証券							
株式	915,238	_	_	915,238			
社債	_	29,937	_	29,937			
投資信託	_	766,700	_	766,700			
金銭信託	_	3,000,000	_	3,000,000			
資産計	915,238	3,796,638	_	4,711,876			

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(11== 1137			
N/A	時価						
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
社債	_	9,952,000	_	9,952,000			
長期借入金	_	8,754,397	_	8,754,397			
受入敷金保証金	_	2,153,380	_	2,153,380			
負債計	_	20,859,778	-	20,859,778			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、投資信託は取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受入敷金保証金

受入敷金保証金の時価は、残存期間を合理的に見積ったうえで、安全性の高い債券の利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【7】賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用の物流施設、ショッピングセンター、オフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
32,579,473	87,174,124

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づき自社で算出した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であり、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて合理的に調整した金額によっております。
 - 3. 公営競技施設につきましては、公共性が極めて高く、専用かつ直接的事業供用及びリスク負担の形態から判断し、対象物件に該当しないものとして上記表には含めておりません。

【8】収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業セグメント別の収益を、顧客との契約及びその他の源泉から生じた収益に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	公営競技 事業	遊園地 事業	倉庫賃貸 事業	サービス 事業	計
顧客との契約から生じた収益	1,835,989	3,088,734	156,089	779,555	5,860,369
その他の源泉から生じた収益	25,603,037	62,052	5,077,714	941,619	31,684,423
計	27,439,026	3,150,786	5,233,804	1,721,175	37,544,792

⁽注) その他の源泉から生じた収益には企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「【1】連結計算書類の作成のための基本となる 重要な事項に関する注記等3.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を 記載しているため、注記を省略しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高	
顧客との契約から生じた債権	4,046,171	3,991,081	
契約資産	33,614	75,535	
契約負債	5,261	38,824	

⁽注)「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸料収入に係る債権を含めております。

契約資産は、主にサービス事業における空調設備事業について、当期末時点で完了している工事等に対する対価のうち、未請求の部分に対する権利に関するものであります。

契約負債は、概ね1年以内の前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された営業収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていた額は4,783千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当連結会計年度
1年以内	408,591
1年超2年以内	18,600
合計	427,191

【9】1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,163.92円

2. 1株当たり当期純利益 308.37円

【10】企業統合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

(会社分割)

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称:商業施設事業

事業の内容:大井競馬場前ショッピングモール ウィラ大井の運営管理

(2)企業結合日

2023年1月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社東京プロパティサービス(当社の連結子会社)を承継会社とする会社分割(無対価による吸収分割)

(4)結合後企業の名称

株式会社東京プロパティサービス(当社の連結子会社)

(5)その他取引の概要に関する事項

当社グループのサービス事業においては、当社の完全子会社である株式会社東京プロパティサービスが中心となりオフィスビルなどの管理運営を行い、売上に寄与してまいりました。同社では、同社が所有するオフィスビル「ウィラ大森」が安定した収益を確保している一方、新型コロナウイルスなどの影響もあり、大井競馬場内での指定席、駐車場、飲食などの事業活動が十分に行えておりません。

このような状況の中、当社グループのサービス事業を発展させるためには、株式会社東京プロパティサービスを活用した事業展開が不可欠であることから、本件事業を同社に承継し、株式会社東京プロパティサービスが自ら資産を保有し、管理運営を行うことで、収益力の強化を図るだけでなく、事業ノウハウの蓄積と安定した事業基盤を確保でき、企業価値の向上にも繋がると判断したため、本会社分割を決定いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社の第三者割当増資)

1. 取引の概要

(1)結合当事企業及び当該事業の内容

結合当事企業の名称:株式会社 e パドック

事業の内容: SPAT4 (南関東4競馬場在宅投票システム) 等に係る運営事業

(2)企業結合日

2023年4月20日

(3)企業結合の法的形式

当社及び当社子会社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資

(4)結合後企業の名称

株式会社eパドック(当社の連結子会社)

(5)その他取引の概要に関する事項

関係強化による一層の事業成長及び自己資本強化によるSPAT4運営事業の財務基盤の強化・安定を目的に、第三者割当増資を一般社団法人関東地方公営競馬協議会に対して行いました。

第三者割当増資により当社の出資比率は、増資前の100%から60%となりました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1)資本剰余金の主な変動要因

当社及び当社子会社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資による持分変動

(2)非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 66,781千円

計算書類

資

合

産

計

貸借対照表(2023年12月31日現在) (単位:千円) 金 額 余 (資 産 部) 債 ത (負 0 部) 流 動 資 16,035,637 流 負 6,326,776 産 動 債 金及 び 預 未 現 金 8.795.037 払 金 910,792 業未 金 1年内返済予定の長期借入金 収入 3,739,962 1,500,000 払 有 証 侕 2.400.000 未 金 1.300.983 貯 品 未 法 人 蔵 33,332 払 967,777 前 費 未 払消費 税 等 払 用 58.090 400.568 預 立 6) 金 替 金 175,875 125,657 賞 引 金 そ \mathcal{O} 他 833.338 42,783 ポ イント引当 金 940,007 そ (\mathcal{D}) 他 138.207 84.902.237 定 自 債 19,766,630 定 資 産 固 形 古 定 産 社 債 63.821.845 10.000.000 借 金 物 12.122.310 長 期 7.250.000 物附属設備 入敷金保証 金 4,306,088 1,452,158 構 退 職給付引当 金 6.181.114 681.787 産除去債 機械及び装 1,399,940 373,158 両 運 搬 9.525 車 16.502 そ \bigcirc 工具、器具及び備品 合 計 26,093,406 2,924,554 負 債 土 地 32.394.962 (純 資 産 の 部) 設 定 È 資 本 74,558,179 仮 4,470,348 株 資資 他 金 そ \bigcirc 本 6.023 10,586,297 剰 余 金 無形固定資 5,691,101 本 6,857,668 ソフトウエア 資本 進 備 金 5,307,772 6,857,668 ソフトウエア仮勘定 剰 金 383.300 益 余 62,630,222 施設利用権 金 29 利 益 準 2.240.746 投資その他の資産 15,389,290 その他利益剰余金 60,389,475 投資有価証券 1.628.969 240,966 固定資産圧縮積立金 関係会社株式 2,552,239 19.798.000 別途積立金 関係会社長期貸付金 8.144.401 繰越利益剰余金 40.350.509 長期前払費用 19,875 株 (左 $\triangle 5.516.008$ 2 繰延税金資産 評価・換算差額等 2,003,041 286.288 長 期立替 金 957,340 その他有価証券評価差額金 286,288 そ \bigcirc 他 83.422 純 資 産 合 74.844.468

負債純資産合計

100.937.875

100.937.875

損益計算書(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

						(+12 · 11)/
	科				金	額
 売		上	高			33,030,653
売	上	原	価			19,679,383
売	上	総	利	益		13,351,269
_	般	管 理	費			1,407,293
営	業	;	利	益		11,943,976
営	業	外机	ひ 益			
受	耳	Z	利	息	19,044	
有	価	証 券	利	息	3,304	
受	取	配	当	金	23,904	
受	取	保	険	金	11,735	
そ		\mathcal{O}		他	11,759	69,747
営	業	外 費	用 用			
支	払	4	利	息	13,368	
社	信	Ę	利	息	29,237	
そ		\mathcal{O}		他	1,322	43,928
経	常	;	利	益		11,969,795
特	別	利	益			
補	助	金	収	入	114,171	114,171
特	別	損	失			
耐	震 工	事 関	連費	用	1,273,500	
$\overline{1}$	退	補	償	金	20,541	
そ		\mathcal{O}		他	54,000	1,348,041
	引 前	当 期	純 利	益		10,735,925
法 人		主 民 税 ス		税	3,102,000	
法	人 税	_	調 整	額	189,775	3,291,775
当	期	純	利	益		7,444,150

株主資本等変動計算書(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

											(+ l± · 1 l J)
						梯	主	資	本		
				資本剰余金		利益	剰 余 金				
						資本金	_ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \			その他利益剰	余金
							資本準備金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当	期	首		残	高	10,586,297	6,857,668	2,240,746	241,655	19,798,000	36,821,038
当	期	変		動	額						
E	固定資	産圧縮	積立	金の耳	収崩				△688		688
乗	1 余	金	\mathcal{O}	配	当						△ 2,055,792
7	j j	期 糸	ŧ	利	益						7,444,150
É	12	株:	t o	取	得						
£	会社 5	分割(こよ	る減	沙						△1,859,575
—————————————————————————————————————		夏本以 変 動	外の 額) 項 E (純	ョの 額)						
当	期	変動	額	合	計	_	_	_	△688	_	3,529,470
当	期	末		残	高	10,586,297	6,857,668	2,240,746	240,966	19,798,000	40,350,509

	株主	資本	評価・換算差額等	(, 1, 2, 2, 3, 3, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	
	自己株式	自己株式 株主資本合計		純資産合計	
当期 首残高	△5,502,917	71,042,488	193,930	71,236,418	
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩		_		_	
剰 余 金 の 配 当		△2,055,792		△2,055,792	
当 期 純 利 益		7,444,150		7,444,150	
自己株式の取得	△13,090	△13,090		△13,090	
会社分割による減少		△1,859,575		△1,859,575	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			92,357	92,357	
当期変動額合計	△13,090	3,515,691	92,357	3,608,049	
当 期 末 残 高	△5,516,008	74,558,179	286,288	74,844,468	

個 別 注 記 表

- 【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……・最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物7年~50年建物附属設備3年~18年構築物化2年~44年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法による簡便法を適用しております。

(3) ポイント引当金

ポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を 計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は、公営競技事業、遊園地事業、倉庫賃貸事業及びサービス事業であります。

公営競技事業、倉庫賃貸事業及びサービス事業において計上する主な収益は、不動産賃貸料収入であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等を適用し収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用の対象となる物件内の付加サービス等については、履行義務は、顧客にサービス等を提供した時点で充足されると判断し、完了時点で収益を認識しております。

遊園地事業においては、顧客に対して施設内営業等によるサービス等の提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、完了時点で収益を認識しております。

これら顧客との契約から生じた対価は、サービス等に対する支配の移転から概ね1年以内に受領しており、顧客との間で定めた取引条件や支払い条件の中で受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

【2】会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

【3】会計上の見積りに関する注記

当事業年度において計上した項目

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る 計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 2,003,041千円

【4】貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 79,442,452千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く。)

短期金銭債権832,528千円短期金銭債務557,755千円長期金銭債権23,991千円長期金銭債務1,440,783千円

【5】損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高3,860,112千円売上原価4,673,659千円一般管理費42,729千円営業取引以外の取引による取引高39,796千円

【6】株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,357,026株

【7】税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

/////////////////////////////////////	
未払事業税	56,985千円
退職給付引当金	208,763千円
ポイント引当金	287,830千円
減価償却超過額(減損損失含む。)	1,393,995千円
資産除去債務	114,261千円
その他	268,462千円
繰延税金資産小計	2,330,297千円
評価性引当額	△56,086千円
繰延税金資産合計	2,274,211千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△106,347千円
資産除去債務に対応する除去費用	△34,000千円
その他有価証券評価差額金	△126,349千円
その他	△4,472千円
繰延税金負債合計	△271,170千円
繰延税金資産の純額	2,003,041千円

【8】関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容		取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注 2)
主要 株主	特別区 競馬組合	被所有 直接13.49%	当社施設 の賃貸	大井競馬場等施設賃貸	(注1)	9,967,917	営業 未収入金	1,619,313

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 施設賃貸料は原則として主催者である特別区競馬組合が発売する勝馬投票券売得金の一定料率等を基礎 とし、毎期交渉の上、決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有)割	関連当事者 との関係	取引内容		取引金額 (注12)	科目	期末残高 (注12)
				次人の代は	(>1)	^ 02 222	関係会社 長期貸付金	944,444
	(#\ \= \= \-^ \cap \cdot	所有	資金の融資	資金の貸付	(注1)	△83,333	流動資産 その他	83,333
子会社	(株)東京プロパ ティサービス	直接 100	業務委託 施設の賃貸 役員の兼任	利息の受取	(注2)	6,435	未収入金	33
				大井競馬場内の業務委託	(注3)	88,639	営業 未払金	21,759
				事務所等の賃貸他	(注4)	60,188	営業 未収入金	22,701
				資金の貸付	(注5)	△100,000	_	_
子会社	(株)東京サマー ランド	所有 直接 100	資金の融資 業務委託 役員の兼任	利息の受取	(注2)	266	_	_
				遊園地事業の業務委託	(注6)	2,484,047	_	_
				資金の貸付	(注7)	3,466,620	関係会社 長期貸付金	6,499,957
- A		所有	資金の融資				流動資産 その他	719,996
子会社	東京倉庫㈱	直接 100	施設の賃貸 % 役員の兼任	利息の受取	(注2)	9,501	未収入金	124
				物流施設の賃貸等	(注8)	3,756,173	_	_
				同受入敷金	(注9)	△17,704	受入敷金 保証金	1,440,783
子会社	㈱タック	所有 直接	設備工事等	設備工事等の発注	(注10)	472,900	営業 未払金	770
		100	% の発注			,	未払金	104,500
子会社	(株) e パドック	所有直接	業務委託	在宅投票システム 運営等の業務委託	(注11)	1,826,276	営業 未払金	221,340
	(My C / VI · J J	60	後員の兼任	利息の受取	(注2)	2,612	未収入金	2,612

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の返済期間は、24年間の分割返済としております。なお、△は回収を示します。
- (注2) 資金の貸付に係る貸付利率は、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。
- (注3) 大井競馬場内の業務委託料は定率制料率等を基礎として交渉の上、決定しております。
- (注4) 事務所の賃貸料は賃貸面積に基づき近隣の地代等を参考に定めた定額制料率等を基礎として交渉の上、 決定しております。
- (注5) 資金の返済期間は、5年間の分割返済としております。なお、△は回収を示します。
- (注6) 遊園地事業の業務委託料は当該事業の過年度業績等を基礎として毎期交渉の上、決定しております。
- (注7) 資金の返済期間は、12年6ヶ月間の分割返済としております。なお、△は回収を示します。
- (注8) 物流施設の賃貸料は施設賃貸面積に基づき近隣の賃貸料等を参考に定めた定額制料率等を基礎として毎期交渉の上、決定しております。
- (注9)物流施設の受入敷金は賃貸料等を基礎として交渉の上、決定しております。
- (注10) 設備工事等の契約価格は提示された見積金額を基礎として、当社施設整備部門の技術者による積算等を 勘案して交渉の上、決定しております。
- (注11) 在宅投票システム運営等の業務委託料は定率制料率等を基礎として交渉の上、決定しております。
- (注12) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高のうち消費税課税取引に係るものは消費税 等を含めております。

【9】収益認識に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【10】1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
2,730.77円
2. 1株当たり当期純利益
271.59円

【11】企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

(会社分割)

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称:商業施設事業

事業の内容:大井競馬場前ショッピングモール ウィラ大井の運営管理

(2)企業結合日

2023年1月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社東京プロパティサービス(当社の連結子会社)を承継会社とする会社分割 (無対価による吸収分割)

(4)結合後企業の名称

株式会社東京プロパティサービス(当社の連結子会社)

(5)その他取引の概要に関する事項

当社グループのサービス事業においては、当社の完全子会社である株式会社東京プロパティサービスが中心となりオフィスビルなどの管理運営を行い、売上に寄与してまいりました。同社では、同社が所有するオフィスビル「ウィラ大森」が安定した収益を確保している一方、新型コロナウイルスなどの影響もあり、大井競馬場内での指定席、駐車場、飲食などの事業活動が十分に行えておりません。

このような状況の中、当社グループのサービス事業を発展させるためには、株式会社東京プロパティサービスを活用した事業展開が不可欠であることから、本件事業を同社に承継し、株式会社東京プロパティサービスが自ら資産を保有し、管理運営を行うことで、収益力の強化を図るだけでなく、事業ノウハウの蓄積と安定した事業基盤を確保でき、企業価値の向上にも繋がると判断したため、本会社分割を決定いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

東京都競馬株式会社 取締役会 御中

監 査 法 人 日 本 橋 事 務 所 東京都中央区

指定社員公認会計士新藤弘一

指 定 社 員 公認会計 本 岡 健 二 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京都競馬株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京都競馬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続 企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、 又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明する ことが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を 負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

東京都競馬株式会社 取締役会 御中

監査法人日本橋事務所東京都中央区

指定社員公認会計士新藤弘一

指 定 社 員 公認会計士 森 岡 健 二 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京都競馬株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算 書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に は当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企 業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業 は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正 に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が 作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

東京都競馬株式会社 監査役会 常勤監査役 村田 和正 邸 社外監査役 石島 辰太郎 邸 社外監査役 田中 大輔 邸 社外監査役 田中 大 輔 邸 社外監査役 田中 中 良 邸

以上

(ご参考) TOPICS

> 劇場「シアターH」と「ウィラ大井(増床棟)」がオープン

大井競馬場第3駐車場跡地に建設中の劇場及び商業・オフィス棟がいよいよオープンいたします。

劇場名は「シアターH」で、1階席と2階席合計で747名程度となっており、開業後は演劇やミュージカルを主体とした演目を上演予定で、2024年6月に開業いたします。

また、商業施設については既存のウィラ大井の増床棟となり、「ローソン」、「DCM」、「赤ちゃん本舗」が入居し、2024年4月より順次開業いたします。





> 習志野茜浜に2棟目の倉庫が誕生

2024年3月、千葉県習志野市茜浜地区に、地上4階建て、延床面積約4万9,500㎡の新倉庫「TS茜浜2」が完成いたしました。

「TS茜浜2」は、東関東自動車道や京葉道路の各インターチェンジからほど近く、東京・千葉方面へのアクセスに優れ、JR京葉線「新習志野駅」から徒歩5分圏内にあるなど抜群のロケーションに位置していることが大きな特徴です。また「TS茜浜2」は呼な倉庫「TS茜浜1」(2019年竣工)に際接して建設

また、「TS茜浜 2」は既存倉庫「TS茜浜 1」(2019年竣工) に隣接して建設され、この新倉庫の完成に伴い、茜浜地区は今後の倉庫賃貸事業における新たな一大拠点となります。



> 東京サマーランド 新プール「MONSTER STREAM」誕生

『"With Nature" 水と緑の冒険リゾート』を新たなコンセプトに、自然の要素を取り入れプールならではの楽しさを最大限に突き詰めた、東京サマーランド史上最高の冒険体験型プール「MONSTER STREAM」(モンスターストリーム)が2024年夏に誕生します。この夏、最高にエキサイティングな体験を、ぜひ東京サマーランドでお楽しみください。



> 株主優待制度の一部変更についてのお知らせ

当社株式を長期的に保有いただいている株主様へ感謝の意を表すとともに、より多くの株主様に当社株式を中長期的に保有いただくことを目的に、「長期保有株主優待制度」を導入させていただくことといたしました。

対象となる株主様

6月末日及び12月末日現在の当社株主名簿に記載・記録され、100株以上の当社株式を1年以上継続して保有されている株主様

優待の内容

右表のとおり、対象となる株主様の保有株式数及 び継続保有年数に応じ、優待を贈呈いたします。

なお、保有株式数は優待基準日 (12月末日) の当 社株主名簿に記載・記録されている株式数により判 定いたします。

※継続保有年数は、6月末日・12月末日時点の当社株主 名簿において、同一株主番号で連続して100株以上の当 社株式の保有が記載・記録された回数を基準といたしま す。

・継続保有期間1年以上3年未満:3回以上

・継続保有期間3年以上:7回以上

本制度の適用開始時期

2024年12月末日を基準日とする株主優待制度より変更いたします。

	優待	の	内 容
保有株式数	大井競馬場 株主優待証	東京サマーランド 株主ご招待券	東京サマーランド 春秋限定 株主ご招待券
	1年	未満	
100株以上	1枚	2枚	_
総	続保有期間1	年以上3年未	満
100株以上	1枚	4枚	4枚
500株以上	2枚	8枚	8枚
1,000株以上	3枚	12枚	12枚
5,000株以上	5枚	20枚	20枚
10,000株以上	7枚	24枚	24枚
	継続保有期	間3年以上	
100株以上	1枚	6枚	6枚
500株以上	2枚	10枚	10枚
1,000株以上	3枚	14枚	14枚
5,000株以上	5枚	22枚	22枚
10,000株以上	7枚	26枚	26枚

各株主優待品の転売は固くお断りしております。

株主メモ

■事業年度:毎年1月1日から12月31日まで

■定時株主総会:毎年3月

■基準日 定時株主総会:12月31日

期末配当金 : 12月31日 中間配当金 : 6月30日

■単元株式数:100株 ■証券コード:9672 ■公告の方法:電子公告

https://www.tokyotokeiba.co.jp/

に掲載します。 / ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合

は、日本経済新聞に掲載して行います。

■株主名簿管理人・特別□座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先)

〒 183-0044

東京都府中市日鋼町1-1

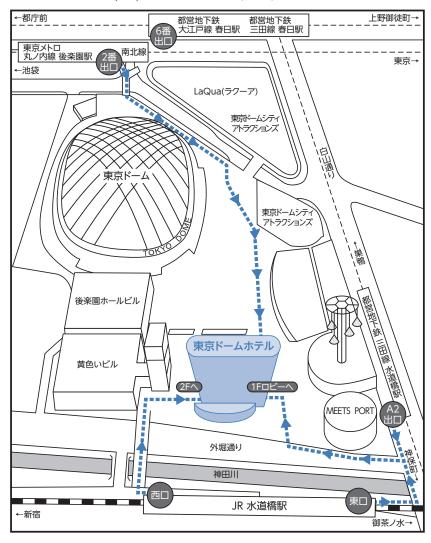
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711 (フリーダイヤル)

※住所変更等の各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

※支払期間経過後の配当金、及び特別口座に記録された株式 に関するお手続きについては、三菱UFJ信託銀行株式会社 にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽一丁目3番61号 東京ドームホテル 地下1階「天空」の間 電話(03)5805-2111 (代表)



●JR 中 央 線 ・ 総 武 線:水道橋駅徒歩2分

●都 営 地 下 鉄 三 田 線:水道橋駅A2出□徒歩1分

●都 営 地 下 鉄 大 江 戸 線:春日駅6番出□徒歩6分

●東京メトロ丸ノ内線・南北線:後楽園駅2番出□徒歩5分



